

梅ヶ枝中央会計

ストックオプションの留意点

Q スtockオプションを活用する際の留意点は何ですか？

A 税制適格ストックオプションの要件を理解した上で、税制適格を利用しない場合の組合せに留意が必要です。

【ストックオプションの課税の考え方】

原則として、**権利を行使した時点**で行使時の時価が権利行使価額を上回っている部分について**給与所得として課税**され、また当該株式を**売却した時点**で、譲渡価額と権利行使時の時価との**差額部分について譲渡所得**として課税がされます。

【税制適格ストックオプションの要件】

税制適格ストックオプションの場合、権利行使時の課税は繰り延べられ、**株式売却時に売却価額と権利行使価額との差額に対して譲渡所得**として課税されます。

税制適格ストックオプションの要件は以下のとおりですが、**権利行使価額の制限**に特に留意が必要です。

付与対象者	次のいずれかに該当するもの(一定の大口株主※及びその特別関係者を除きます) ・自社の取締役、執行役又は使用人(およびその相続人)… 監査役は対象外 ・発行済株式総数の 50%超 を直接又は間接に保有する 法人 の取締役、執行役又は使用人(およびその相続人)… 監査役は対象外 ※大口株主とは、上場会社・店頭売買登録銘柄として登録されている会社においては発行済株式総数の10分の1超を有する者、それ以外の未公開会社については 発行済株式総数の3分の1超を有する者 をいいます(租特法施行令第19条の3第3項)。
権利行使期間	付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過するまでの間
権利行使価額	ストックオプションに係る契約締結時の一株当たり価額以上
権利行使価額の制限	権利行使価額が 年間1,200万円 を超えない

【ストックオプションと有償の新株予約権との相違】

創業者等が、資本政策において、上場までの各段階に権利行使を行いながら、支配比率を維持しますが、ストックオプション(=無償)ではなく、価値算定をした上での、**有償の新株予約権の取得での資金負担が異なるため、留意が必要です。**

【設例】					
	設立時	第1期	第2期	第3期	上場時
株価	15,000円	50,000円	100,000円	200,000円	300,000円
設立時に、創業者は、発行済株式50,000株の内、70%の35,000株を保有。 別途25,000株分の新株予約権を発行し、VCの増資に合わせて、行使(行使価格15,000円)					
行使		5,000株		15,000株	

	予約権	有償新株予約権	無償新株予約権
資金負担:			
新株予約権取得時	25,000	▲ 3.8 ※1	-
新株予約権の権利行使(第1期)	▲ 5,000	▲ 75.0 ※2	▲ 162.5 ※3
新株予約権の権利行使(第3期)	▲ 15,000	▲ 225.0 ※4	▲ 1,612.5 ※5
資金負担合計		▲ 303.8	▲ 1,775.0
資金回収:	売出数		
売出による売却収入	5,000	1,500.0 ※6	1,500 ※6
譲渡所得税		▲ 285.0 ※7	▲ 231 ※8
資金回収合計		1,215.0	1,268.6
資金収支		911.3	▲ 506.4

※1	新株予約権 価格を算定 150円/1個 ×	取得数 25,000個 =	取得価額 3.8百万円
※2	権利行使価格 15,000円/個 ×	行使数 5,000個 =	取得価額 75.0百万円
※3	※2の取得価額		75.0百万円①
	株式時価 50,000円/株 - 1株当り所得 35,000円/株 ×	権利行使価格 15,000円/個 = 行使数 5,000個 =	1株当り所得 35,000円/株 総所得 175百万円 ①+② <u>163</u>
※4	権利行使価格 15,000円/1個 ×	行使数 15,000個 =	取得価額 225.0百万円
※5	※4の取得価額		225.0百万円③
	株式時価 200,000円/株 × 1株当り所得 185,000円/株 ×	権利行使価格 15,000円/個 = 行使数 15,000個 =	1株当り所得 185,000円/株 総所得 2,775百万円 → ③+④ <u>1,613</u>
※6	株式時価 300,000円/株 ×	売出数 5,000株 =	売却収入 1,500百万円
※7	譲渡所得税	売却収入 300,000円/株 - 売却所得 285,000円/株 ×	取得原価 15,000円/株 = 売却株式数 5,000株 =
			売却所得 285,000円/株 譲渡所得(20%) 285.0百万円
※8	譲渡所得税	取得数 設立時 35,000 第1期行使分 5,000 第3期行使分 15,000 <u>55,000</u>	取得原価 15,000 525百万円 250百万円 3,000百万円 <u>3,775百万円</u> 平均取得原価 68,636円/株
		売却収入 300,000円/株 - 売却所得 231,364円/株 ×	売却所得 231,364円/株 譲渡所得(20%) 231.4百万円

梅ヶ枝中央会計

租税特別措置法(昭和三十三年三月三十一日法律第二十六号)抜粋

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

第二十九条の二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百三十八条第二項若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第六十四条の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号。以下この項において「平成十七年旧商法」という。)第二百八十条ノ二十一第一項若しくは商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号)第一条の規定による改正前の商法(以下この項において「旧商法」という。)第二百八十条ノ十九第二項又は商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号)第一条の規定による改正前の商法(以下この項において「平成十三年旧商法」という。)第二百十条ノ二第二項の決議(会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。)により新株予約権(政令で定めるものに限る。以下この項において「新株予約権」という。)若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項に規定する新株の引受権(以下この項において「新株引受権」という。)又は平成十三年旧商法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する権利(以下この項において「株式譲渡請求権」という。)を与えられる者とされた当該決議(以下この条において「付与決議」という。)のあった株式会社又は当該株式会社がその発行済株式(議決権のあるものに限る。)若しくは出資の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式(議決権のあるものに限る。)若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある法人の取締役、執行役又は使用人である個人(当該付与決議のあった日において当該株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人(以下この項及び次項において「大口株主」という。)及び同日において当該株式会社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があった個人(次項において「大口株主の特別関係者」という。)を除く。以下この項、次項及び第五項において「取締役等」という。)又は当該取締役等の相続人(政令で定めるものに限る。以下この項、次項及び第五項において「権利承継相続人」という。))が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権(当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る契約において、次に掲げる要件が定められているものに限る。以下この条において「特定新株予約権等」という。)を当該契約に従って行使することにより当該特定新株予約権等に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等又は権利承継相続人(以下この項及び次項において「権利者」という。)が、当該特定新株予約権等の行使をすることにより、その年における当該行使に係る株式の払込金額(当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。以下この項及び次項において「権利行使価額」という。)と当該権利者がその年において既にした当該特定新株予約権等及び他の特定新株予約権等の行使に係る権利行使価額との合計額が、千二百万円を超えることとなる場合には、当該千二百万円を超えることとなる特定新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。一 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使は、当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る付与決議の日後二年を経過した日から当該付与決議の日後十年を経過する日までの間に行わなければならないこと。二 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと。三 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時にける一株当たりの価額に相当する金額以上であること。四 当該新株予約権については、譲渡してはならないこととされていること。五 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る株式の交付(新株の発行又は株式の移転若しく

【左記本文の要約】	
会社法第238条②、改正前商法第280条ノ21①、改正前商法第280条ノ19②、改正前商法第210条ノ2②の決議により	
新株予約権、新株引受権、株式譲渡請求権を与える者とされた付与決議のあった	
の	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 又は <ul style="list-style-type: none"> ・当該株式会社がその発行済株式(議決権有)の百分の五十を超える数を直接若しくは間接に保有する関係にある法人 ・その他の政令で定める関係にある法人
	<ul style="list-style-type: none"> 取締役、執行役又は使用人である個人(取締役等)以下を除く <ul style="list-style-type: none"> ・大口株主(政令で定める数の株式を有していた個人) <ul style="list-style-type: none"> 政令で定める数…租税特別措置法施行令第19条の3③ <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式の発行済株式の10%超 ・非上場株式の発行済株式の1/3超 ・大口株主の配偶者、 ・大口株主の特別利害関係者(政令で定める特別の関係があった個人) <ul style="list-style-type: none"> 政令で定める特別の関係があった個人…租税特別措置法施行令第19条の3④ <ul style="list-style-type: none"> 一 大口株主の親族 二 大口株主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の直系血族 三 大口株主の直系血族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 四 前3号に掲げる者以外の者で、大口株主から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの及びその者の直系血族 五 前各号に掲げる者以外の者で、大口株主の直系血族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
が	<ul style="list-style-type: none"> 又は 当該取締役等の相続人

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成したものでありますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては 当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

梅ヶ枝中央会計

は譲渡を含む。次号において同じ。)が当該交付のために付与決議がされた会社法第二百三十八条第一項若しくは平成十七年旧商法第二百八十条ノ二十一第一項若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項又は平成十三年旧商法第二百十条ノ二第二項第三号に定める事項(取締役、執行役又は使用人の氏名を除く。)に反しないで行われるものであること。

六 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により取得をする株式につき、当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるもの(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)との間であらかじめ締結される新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。)への記載若しくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託(以下この条において「管理等信託」という。)に関する取決め(当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は当該管理等信託に係る契約が権利者の別に開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は契約においては新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により交付をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。)に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所若しくは事務所(第四項において「営業所等」という。)に保管の委託若しくは管理等信託がされること。

租税特別措置法施行令

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

第19条の3

3 法第29条の2第1項に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄(株式で、同法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を公表し、かつ、当該株式の発行人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。次条第1項第1号において同じ。)として登録されている株式これらの株式を発行した株式会社の発行済株式の総数の10分の1を超える数

二 前号に掲げる株式以外の株式当該株式を発行した株式会社の発行済株式の総数の3分の1を超える数

4 法第29条の2第1項に規定する当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人は、次に掲げる者とする。

- 一 当該大口株主(法第29条の2第1項に規定する大口株主をいう。以下この項において同じ。)に該当する者の親族
- 二 当該大口株主に該当する者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の直系血族
- 三 当該大口株主に該当する者の直系血族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前3号に掲げる者以外のもので、当該大口株主に該当する者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの及びその者の直系血族
- 五 前各号に掲げる者以外のもので、当該大口株主に該当する者の直系血族から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

次に掲げる要件が定められている特定新株予約権等)を行使することにより株式を取得した場合には、

当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。	
ただし、	
その年における行使に係る株式の払込金額	との合計額が1,200万円を超えることになる場合には、当該1,200万円を超えることとなる特定新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。
その年において既にした行使に係る権利行使価額	

- 一 2年超10年以内
- 二 権利行使価額の年間の合計額が1,200万円以下
- 三 権利行使価額は、1株当りの価額以上
- 四 譲渡はしない
- 五 株式の交付が会社法・商法に定める事項に反しないで行われること
- 六 取得する株式につき、

当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるものとの間であらかじめ締結される新株予約権等の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿への記載を受けること。

記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託に関する取決めに従い、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受けること。

当該金融商品取引業者等の営業所若しくは事務所に保管の委託若しくは管理等信託がされること